

平成27年第5回茂原市教育委員会会議（4月定例会）日程

日 時：平成27年4月30日（木）15：00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市文化財審議会への諮問について

議案第4号 茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第6号 学校評議員の委嘱について

議案第7号 平成27年度教科用図書長生採択地区協議会委員の選任について

議案第8号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第9号 平成26年度教育委員会の点検・評価報告書について

議案第10号 茂原市社会教育委員の委嘱について

議案第11号 茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第12号 茂原市立図書館協議会委員の任命について

（報告事項）

1 平成27年度学校訪問について

2 平成27年度茂原市の教育方針及び重点施策の指摘事項に関する検討結果について

3 茂原市生涯学習推進協議会委員の委嘱の報告について

4 茂原市放課後子どもプラン運営委員の委嘱の報告について

5 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について

6 平成27年第6回（5月定例会）、平成27年第7回（6月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

7 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第8号及び議案第10号から議案第12号は原案どおり可決されました。議案第9号は一部修正可決とされました。

茂原市教育委員会会議録

平成27年第5回（定例会）

- 1 期日 平成27年4月30日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時20分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 鈴木 一代
委員 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟
委員 足立 俊夫
- 4 出席職員
教育部長 野島 宏
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 豊田 実
中央公民館長 酒井 映明
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
東部台文化会館長 石川 明
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定
教育長職務代理者 鈴木 一代
委員 足立 俊夫

内田教育長 : ただいまから、平成27年第5回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。

本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、足立委員と鈴木委員を指定いたします。

これより会議事項に入ります。

本日は議案が12件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

野島教育部長 : 議案第1号「茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

本案は、利用者のニーズに即した図書館資料の拡充化を図るため改正しようとするものです。

まず第15条の2の表中の「コンパクトディスク」の表記を「CD」とした上で、「資料数」を「2点以内」から「3点以内」にするものです。更に新たな種類として「DVD」を追加し、「資料数」は「1点」とし、CDとDVDを合わせて「3点以内」とするものです。

施行期日は、平成27年6月1日から適用しようとするものです。

- 以上、ご審議の程よろしく願います。
- 内田教育長 : 議案第1号について質疑をお願いします。
特に発言はありませんか。
なければ、議案第1号について採決に入ります。
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第2号「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いします。
- 野島教育部長 : 議案第2号「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明いたします。
本案は、吉井青年館について、地元自治会から集会所として更なる有効利用を図りたいとの申し出がありましたので、青年館用地として借り受けている国有地の貸付料支払期間の終期である平成27年6月30日をもって青年館の用途を廃止し、普通財産とした上で、地元へ移管するため所要の規定の整備をするものです。
なお、吉井青年館に係る指定管理者の指定期間については、平成27年第2回教育委員会会議において、議案可決後、茂原市議会第1回定例会において可決され、指定期間の終期を「平成27年3月31日まで」から「平成27年6月30日まで」に変更しております。
以上、ご審議の程よろしく願います。
- 内田教育長 : 議案第2号について質疑をお願いします。
- 齋藤委員 : 吉井青年館は茂原市吉井下528番地の1とありますが、場所はどこですか。
- 高中生涯学習課長 : 場所はですね、茂原北陵高校の先を右に曲がって、吉井の集落に入るのですが、そこに吉井の市営住宅がありまして、その道路の反対側になります。
- 齋藤委員 : 分かりました。ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他に発言はありませんか。
なければ、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第3号「茂原市文化財審議会への諮問について」の説明をお願いします。
- 野島教育部長 : 議案第3号「茂原市文化財審議会への諮問について」説明いたします。
茂原市文化財の指定にあたりまして、文化財審議会へ諮問しようとするものです。
指定に向けて検討しております文化財は、茂原市渋谷の伊弉子(いさご)神社の本殿であります。同神社は、天慶(てんぎょう)8年(945年)に創建されたと伝えられ、伊弉子姫命(いさごひめのみこと)を祭神とする由緒ある神社で、本殿は江戸時代末期(慶応元年=1865年)に再建されたものです。一間社流造(いっけんしゃながれづくり)の建物で、屋根は銅版葺(どうばんぶき)の切妻造(きりづまづくり)です。
本殿内には、棟札(むなふだ)が納められており、本殿が、大工棟梁前田左京(本納在住)、脇棟梁岡澤七蔵(渋谷在住)を中心に工事を行っていたことや五穀豊穰・繁栄等を祈願したことが記されています。また、本殿を飾る彫刻には、江戸を代表する彫工で嶋村本家9代目の嶋村源蔵俊豊(しまむらげんぞうとしもり)ほか、嶋村留蔵・長谷川銀次郎・石川重次郎の4名の彫物師が手懸けており、向拝(ごはい)、海老虹梁(えびこうりょう)、木鼻(きばな)、脇障子(わきしょうじ)、観音扉等あらゆる場所に、龍や獅子、亀のほか「朝日に波に鶴」、「孟宗(もうそう)・楊香(ようきょう)の図」などの彫刻を施しています。このような彫刻充填式(じゅうてんしき)の一間社流造の堂宇(どうう)は、当地方において大変珍しく貴重な建造物です。
以上、ご審議の程よろしく願います。
- 内田教育長 : 議案第3号について質疑をお願いします。
発言はありませんか。

- なければ、議案第3号について採決に入ります。
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第4号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。
- 野島教育部長 : 議案第4号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。
本案は、海外で勤務をする配偶者と生活を共にすることを希望する優れた職員の継続的な勤務を促進するため「職員の配偶者同行休業に関する条例」が県において制定されたこと、また「千葉県教育委員会行政文書管理規則」が一部改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。
議案第4号の参考資料、茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。
まず、「職員の配偶者同行休業に関する条例」に関する改正ですが第40条第2項中「自己啓発等休業」の次に「配偶者同行休業」を加え、2ページの第10号様式の表中に「配偶者同行休業」を加えました。
1ページにお戻りください。
次に、「千葉県教育委員会行政文書管理規則」に関する改正ですが第48条の表中「学校沿革誌」欄及び「卒業証書授与台帳」欄の保存期間を「30年」と変更しました。
公布の日から施行し平成27年4月1日から適用しようとするものです。
以上、ご審議の程よろしくお願いたします。
- 内田教育長 : 議案第4号について質疑をお願いします。
- 足立委員 : この48条ですが、永久保存を30年にしようということですけども、31年前からずっと前のものについては、例えば破棄しなさいとか、それとも学校に任せますよとか、その辺はどうなさるおつもりなのかなどと思ひまして、お聞きします。
- 齋藤委員 : 関連なのですがよろしいでしょうか。
永久を30年にするという話ですよ。30年を永久にするという話なら分かるのだけれども、これは何か意図することがあるのでしょうか。足立委員さんの質問と関連していると思ひがありますので、一緒に答えていただければと思ひます。
- 鈴木委員 : よろしいでしょうか。私も足立委員さんがお聞きしたことと同じことをひとつお聞きしたいと思ひたことと、それから卒業生台帳とか学校の沿革誌というのは一番大事なものですよね。それが永久保存から30年保存になったということで、今、永久保存に当たるものは他にあるのでしょうか。ここが一番大事なところかなと思ひたのですが。
- 内田教育長 : 今のご質問は、すべて関連していますけれども、ひとつが今から31年以前のもはどのようにするのか、教育委員会として学校への指示等があるのかということ、それから永久だったものを30年にするという何か意図はあるのか、それから他に永久保存というふうになっているものはあるのかどうか、というようなご質問だったと思ひます。
- 宮本学校教育課長 : 詳しく全部の確認をとっていないので申し訳ありませんが、确实ということにはならないかもしれませんが、永久だったものが30年になる、それから前のものがいらぬのかということについては、それはそうではないと思ひています。ですから、今学校の方で残っているものはそのまま、要は紙のもはですので、それはそのまま残していくというようなことにはなるかと思ひます。ただ、「ねばならない」というようなものが30年とういうふうになるだけでありまはしますので、そこのところの違いは、要するに破棄しなさいとか、破棄してもいいとかとういうようなことの指示を出すということにはならないと思ひます。
あとは、やはり今はデータでとういうようなことがありますので、とういうもは残していくことになるのだと思ひます。昔はさながら紙で全部を残してまいりましたから、要するに保存できる場所についても限りがあるとういうようなことありまはしますので、とういう意味での紙ベースでのもはとういうように30年とい

う年数が短くなってきているのかなというふうに思っています。

あと、やはり一番大事とされてきた沿革誌と卒業生台帳が永久保存でありまして、それ以外の部分は年数が限られておりましたので、他に永久保存というふうになっているものはないというふうに把握しております。

内田教育長 : 今はいろいろ紙ではなくて、磁気のもので出てきているので、30年というふうになったのだけれども、30年以上たったものを破棄しなさいとかそういうことではないのではないかとということ、それから今まで永久保存だったものが沿革誌と卒業証書授与台帳だったということですね。

そういうような説明がありましたが、よろしいでしょうか。

足立委員 : 30年にする意味がわからないのですが、もう少し的確にお答えいただけるとありがたいです。

宮本学校教育課長 : それについては、あらためてきちんと県の方に確認をしておきます。申し訳ございません。

内田教育長 : 今、これは茂原市だけではないのかという質問があったのですが。

宮本学校教育課長 : これは、県の方の改正になりますので、県下全部がこれに準じて改正していくことになります。

齋藤委員 : 県下だけですか。文科省のあれではなくて、全国ではないのですか。

宮本学校教育課長 : この管理規則の上での変更なので、一応我々とする千葉県からの指示ということで受けております。

内田教育長 : それではそのへんの意図的なかどうなのかということについては、一応県からの指示があったということですが、それについてはまた詳しく調べてみるということですので、そういう段階にはなりますが、よろしいでしょうか。

内田教育長 : 他に発言がなければ、議案第4号について採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明をお願いします。

野島教育部長 : 議案第5号「茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明いたします。

本案は、海外で勤務をする配偶者と生活を共にすることを希望する優れた職員の継続的な勤務を促進するための「職員の配偶者同行休業に関する条例」が県において制定されたこと、また「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が一部改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

議案第5号、茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表をご覧ください。

まず「職員の配偶者同行休業に関する条例」に関する改正ですが、第10条の7の次に（配偶者同行休業）の1条を加え、3ページから6ページまでの「配偶者同行休業承認申請書」、「確認書」、「配偶者同行休業状況変更届」、「配偶者同行休業期間満了届」の各様式を加えました。

2ページにお戻りください。

次に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に関する改正ですが、第16条の次に（消防団員との兼職）の1条を加え、7ページの「兼職承認請求書」の様式を加えました。

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものです。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

内田教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。

足立委員 : 先生で消防団員は何人位いらっしゃるのですか。

宮本学校教育課長 : その実数の把握はできておりません。

市内ではないのですが、他地域からこちらに勤めている方で、地元の消防団に入っていて、連絡があったときに校長に申し出て、時間をとって火事場に出向いたという事例はございます。

足立委員 : 団員のなり手がありませんからね。ちなみに市役所の職員は消防団に入ってもいいのですか。

藤乗教育部次 : 現在、多数の職員が消防団活動に専念しております。操法大会の方で大変活躍

- 長 しているのを目にしております。
 また、やはり同じような職務専念義務の免除の申請とか、そういったものを職員課に提出した上で消防団活動をするようにとの指導もきておりますので、今回教職員の先生方についても書類を出していただくことによって実数の把握ができると思っております。
- 足立委員 : ぜひあとで教えてください。
 内田教育長 : 他に発言はありませんか。
 なければ、議案第5号について採決に入ります。
 議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
 内田教育長 : 議案第5号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
 次に、議案第6号「学校評議員の委嘱について」の説明をお願いします。
- 野島教育部長 : 議案第6号「学校評議員の委嘱について」説明いたします。
 本案は、茂原市立小学校及び中学校管理規則第10条第2項及び茂原市立幼稚園管理規則第6条の2第2項の規定に基づき、地域に開かれた特色ある学校づくり等を一層推進するため、学校長及び幼稚園長から推薦のあった93名を学校評議員に委嘱しようとするものです。
 なお、任期につきましては、茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、平成27年4月30日から平成28年3月31日まででございます。
 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : 議案第6号について質疑をお願いします。
 足立委員 : 定員が5名以内ということになっている訳ですけども、小規模の学校で3名というのは分かるのですが、東中は3名しかいないのですが、これは何か理由がありますか。
- 宮本学校教育課長 : 個々の学校の人数、あるいは今おっしゃられた規模が大きい学校であって3人しかいないというような部分の個々の理由まではこちらでは求めておりませんので、学校の事情の中での5名以内の選出というふうには把握しております。
- 足立委員 : 分かりました。
 齋藤委員 : この評議員制度というのはできてまだ歴史が浅いと思いますが、しかしながらその中で評議員さんから何か指摘を受けて、事業を行ったというような事例がもしあれば、一つでも二つでもご紹介いただきたい。いかがでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : この制度自体は平成12年4月からですが、茂原市内の全部の学校が出揃ったのが平成25年で3年目ということになります。その中で、各学校の校長が自身の学校の経営状況を説明し、地域の実態を逆に教えていただくようなところはあるところがございます。その中から、例えば交通指導であるとか、あるいは子どもたちの学習の状況というようなものは年度末あるいは次年度のあたまというようなところでの、学校とすれば一年間やってみての反省を行い、そして評価いただいた、評議員の方からも意見をいただくわけですけども、評価委員というのももちろんありまして、評議員の方がそれにも兼ねていらっしゃる部分がありますので、そこからいただいたご意見を次年度の経営に反映をさせてきたというようなところがございます。事例で一番多いのはやはり交通安全という、地域の中での子どもたちの様子、それを受けて学校とするとどういった手を打っていくかというようなことが一番、地域の方の意見とすれば大きいかなというふうに思います。あと、やはり学校の中での学力向上策ですとか、あるいは家庭学習の状況等についてもお話をし、逆に評議員の中の保護者の代表者の方もいますので、実態とすればどうなのかと、学校が言っていることが浸透しているのかどうかというようなことも評議員の方からの意見を受けて対応策を、また、学校からの提示の仕方を変えるとか、そういうようなことで役立てているようなところがございます。
- 齋藤委員 : はい、十分活かされているということで理解をいたしました。
 内田教育長 : 他に発言はありませんか。
 なければ、議案第6号について採決に入ります。
 議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第7号「平成27年度教科用図書長生採択地区協議会委員の選任について」を議題としますが、本件は人事案件ですので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : それでは議案第7号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退出をお願いします。

(関係者以外退出)

以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

(退席者入室)

内田教育長 : 次に、議案第8号「茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

野島教育部長 : 議案第8号「茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明いたします。

。本案は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い委嘱するものですが、人事異動の関係等から先の第4回教育委員会会議で委嘱出来なかった小中学校校長会からの推薦、及び関係行政機関からの選出により山田育雄氏、中村光一氏の2名を委員として追加で委嘱するものです。

任期につきましては、茂原市スポーツ推進審議会条例第4条第1項により平成27年5月1日から平成29年3月31日までであります。

以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

内田教育長 : 議案第8号について質疑をお願いします。

齋藤委員 : 審議会の委員さんは他にどのような方がいらっしゃいますか。委員長さんはどなたですか。

豊田体育課長 : 委員につきましては全員で10名です。この2名を除いて8名ですが今年ちょうど任期替えなのですが、今までは白井伸夫さんが審議会の会長です。その他に宍倉病院の宍倉正胤先生、飯高元議員、高橋秀子さん、阿部さん、丸さん、伊野さん、中村さんという8名でございます。

以上です。

齋藤委員 : ありがとうございます。結構です。

内田教育長 : 他に発言はありませんか。

なければ、議案第8号について採決に入ります。

議案第8号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第8号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に議案第9号「平成26年度教育委員会の点検・評価報告書について」の説明をお願いします。

野島教育部長 : 議案第9号「平成26年度地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育委員会の点検・評価について」説明いたします。

「教育委員会の点検・評価」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされております。

そこで、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、報告書を作成いたしました。議決後は、第2回(6月)定例市議会において報告するとともに茂原市ホームページにより公表をいたします。

報告書の9ページをご覧ください。

今年度の点検・評価については、本市の「後期基本計画」並びに教育の総合的指針である「平成26年度茂原市の教育方針及び重点施策」に位置づけている18施策を対象として点検・評価を実施いたしました。

上位施策での目標を意識しながら、事業の点検評価を行うことで、より効果的な事業実施に結びつけることを狙いとしています。また、現状と課題や求める成果を整理することで、さらなる事業改善を図ってまいります。

時間の関係上、個々の報告書についての説明は省略させていただきますがお気づきの点、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

なお、本日の議論頂いたものを成果品として考えております。ご審議の程よろしくよろしくお願いいたします。

- 内田教育長 : 議案第9号について質疑をお願いします。
それでは順番に進めてまいります、まず14ページまでお願いします。
- 鈴木委員 : 8ページですが、「教育委員会会議以外の主な活動状況」というところで「入学式・卒業式」という項目があります。これは、去年は教育長も委員ということで、教育長が出席した学校も入れて、中学校5校、小学校5校が記載されていました。今年は小・中学校各4校が記載されています。報告書が平成26年度の報告とすれば、去年と同じに5校を記載してもいいのかなと思いました。
- 藤乗教育部次長 : ただいまご指摘いただきましたけれども、前教育長は確かに教育委員と一緒に選出されておりましたので、活動報告という点では、やはり入れた方が適切だと思いますので修正させていただきます。
- 鈴木委員 : お願いします。
- 足立委員 : 8ページについてよろしいでしょうか。7ページの下が少し残っているから、このスペースを活用できるというふうを考えて、活動状況ということであれば他にもあったと思います。ちなみに4月16日に教育関係議員さんと教育委員の意見交換会がありました。それから7月20日は図書館の開館式がありました。11月3日は毎年ですが教育功労表彰式と文化祭の巡回がありました。12月8日に海老名市教育委員と懇談会がありました。図書館と給食センターについて。これらはやっぱり載せるべきじゃないかなと私は思いましたがいかがでしょうか。今申し上げたように7ページの下が余っているから、その後の9ページ以降をいじる必要もないと思ひまして申し上げました。
- 藤乗教育部次長 : 今までは主な活動状況ということで、すべての活動を載せていた訳ではございませんが、紙面も空いておりますので、載せられる範囲で載せたいと思います。
- 齋藤委員 : これだと限定されてしまうから。もう少し含みをもたせればいいのか、そういう書き方もあるのではないのかなという思いです。
- 藤乗教育部次長 : その点については、検討します。議会の方にも報告する必要がございますが、その前に一度お目通しをいただきたいと考えています。
- 内田教育長 : それでよろしいでしょうか。
- 足立委員 : はい、ありがとうございます。
- 内田教育長 : 今8ページのことについてありましたが、その他に14ページ以前のことで何かありますか。
なければ、15ページ以降のそれぞれの点検評価報告書のことについて一項目ずつ質疑をお願いしていきたいと思ひます。
まず始めに、15ページの「生涯学習の推進」について何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。次に16ページの「学習機会の充実」について何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは17ページの「生涯学習支援システムの整備」について何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは18ページの「幼児期教育の充実」について何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは19ページの「教育環境の整備」について何かありますでしょうか。
- 足立委員 : せっかくいろんな学校の工事をやったので、どこかに名前がもっと載っているといいかなと思ったのが一つで、あとはそれがそこまでする必要がないよということであれば、「現状と課題」のところで、例えば「平成27年度末までに9棟の学校施設」とか、それから「当該年度主な取組」のところの「本納中屋内運動場など15棟完成」と書いてあるのだけど「何校で何棟」と、少なくともそこまでは入れた方がいいのではないかなと思ひました。

- 藤乗教育部次長 : そのように訂正させていただきます。
- 内田教育長 : 他にこの「教育環境の整備」について何かありますでしょうか。
- 鈴木委員 : それでは20ページの「通学環境の改善」について何かありますでしょうか。
- 鈴木委員 : 昨年のを見ると「学校支援ボランティア等による登下校時の見守り」というところに、延べ21,635人という数字が入っていたんですけども、今年はいれなくてもこれはいいかなと思ったこと、どっちでもいいのですが、それとあと登下校時の見守りのボランティアの方に何か表彰状を上げて、あそこで表彰された方が全部ではないのですが、見守り活動で何か表彰された方もいらっしゃいましたよね。そういうのが入ってもいいのかなというふうにちょっと見ながら感じたのですが。その辺はどちらでもお任せでかまいません。
- 内田教育長 : はい、ボランティア数の数字の件と表彰された方の記載についてですけども。
- 宮本学校教育課長 : 全体の延べの2万という数は、申し訳ありません、漏れてしまっていると思いますが、ボランティアの方、要するに人数については、全校で登録者が556人となっております。その方が毎日やっている方もいらっしゃれば、週に1回という方もあるので、その把握のところまでは今年に記載しておりませんでした。申し訳ありません。
- 表彰の件は、ここで書くのがいいのか、その次の「教育内容の充実」のところに「学校ボランティア推進事業」というのがあるので、そちらの方で、要するに通学に限った訳ではないので、ボランティアとしての10年間の継続の方について表彰させていただいたということなので、書く場所を考えて記載をしたいと思います。
- 内田教育長 : 書く場所は変わるかもしれないけども、記載するというところでよろしいでしょうか。
- 鈴木委員 : はい、お願いします。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- 齋藤委員 : それこそ内田教育長さんは、毎朝子どもたちの指導をしていたように見ていたように思いますけれども、そこで何か感じていたことがあったら感想があったら申し上げます。
- 内田教育長 : 齋藤委員からご質問がありましたので、これは「通学環境の改善」ということですけども、毎朝立っていたことの目的の一つは、子どもたちの登校指導ですね。きちんと左右を確認して手を挙げて、そしてきちんと整列して行っているかどうかというような指導の意味。それは主に通学環境になると思います。また、挨拶をやはり大事にしたいと思いましたが、挨拶の指導も含めていました。また、子どもたちの顔や名前を覚えるという意味でも挨拶を交わしながら出来るだけそういうことの機会と捉えていました。ですので、一年間通じて同じ場所ということではなくて、一週間ごとに替えて、だいたい私の場合は6か所決めて、ローテーションで立っていました。そうすると子どもたちだけではなく、地域の人たちとも触れ合う機会になりましたので、そういう意味で非常に朝立っていることについては、大きな意味を感じて行っておりました。以上です。
- 齋藤委員 : ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- それでは21・22ページの「教育内容の充実」について何かありますでしょうか。
- 足立委員 : 読書活動推進事業の6,123千円ですが、この内訳はだいたいは図書を購入費ですか。それとも何か他に、どのような内容で使われているのか。
- 宮本学校教育課長 : この推進事業の予算計上は、学校図書の購入がほとんどです。全部と言っている位の費用です。
- 足立委員 : 分かりました。
- 鈴木委員 : その下の「平成26年」が「形成26年」になっています。
- 宮本学校教育課長 : 申し訳ありません。訂正いたします。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- それでは23ページの「特別支援教育の充実」について何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは24ページの「教職員の資質の向上」について何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは25ページの「学校給食の充実」について何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは26ページの「社会教育施設の整備」について何かありますでしょうか。

足立委員 : 「取組への評価」のところで、「図書館の老朽化等への対応・・・、指定管理者制度を導入することでさらなるサービスの向上に努めた。」で、指定管理者の後にカッコ書きで「図書館流通センター」があった方が後で見てもすぐ分かりやすいと思いましたが、いかがでしょうか。

高中生涯学習課長 : 足立委員さんの言う通り、「図書館流通センター」を入れた方がいいということであればこれは入れさせていただきます。

足立委員 : 皆さんはどうでしょうか。

内田教育長 : 今のことについては、「図書館流通センター」という文言を入れた方がいいのかどうかということなのですが。

鈴木委員 : 出すことに問題がなければ、皆さんがよく分かっていいかなと思います。

足立委員 : 出して問題はないですね。

高中生涯学習課長 : 問題はありません。

内田教育長 : それでは、分かるように文言を入れるということでお願いします。

高中生涯学習課長 : 分かりました。

鈴木委員 : 「現状と課題」のところの下、「茂原市立図書館は、老朽化が進み雨漏り等が見られる。」と書いてありますよね。この茂原市立図書館というのは、どこですか。

高中生涯学習課長 : 「旧」です。

鈴木委員 : 「旧」のという意味ですよね。「旧」と入れた方が新しい図書館と区別できると思います。

鎌田委員 : それと関連で、「取組への評価」で「図書館の移転事業に着手」とありますが、着手して終了している訳ですから、この辺の文言はどうでしょうか。

内田教育長 : そこは、「図書館を移転し、」というような文言でどうでしょうか。

高中生涯学習課長 : はい。

内田教育長 : それでは、そのように修正して、お願いいたします。

内田教育長 : 他にありますか。

鈴木委員 : それでは27ページの「社会教育の振興」について何かありますでしょうか。

鈴木委員 : 「当該年度主な取組」のところの「子育て講座」とか「家庭教育学級」とか、去年は何回やりましたという数字まで入っていたみたいですが、いかがでしょうか。

高中生涯学習課長 : 開催回数についてはすぐわかりますので記載します。

内田教育長 : 他にありますか。

鎌田委員 : なければ、それでは28ページの「スポーツ環境の充実」について何かありますでしょうか。

鎌田委員 : 「現状と課題」のところの「市民体育館受付管理システムにより、・・・一元化しているが、野球場・庭球場とは距離が離れており、利用者に不便を与えている。」とあるが、この受付管理システムが一元化されていることと距離が離れているから不便というのが繋がってこないのですが、どうでしょうか。

豊田体育課長 : 予約はですね、市民体育館で体育館の予約と庭球場の予約と野球場の予約を一か所で行っています。例えば、昨日雨が降って、今日晴れてるんですけど、今日庭球場の状況が悪くて使用できるかできないか電話の連絡が来るんですけども、その時に場所が離れていてすぐに利用できますとかできませんとかという答えができないんです。受付は一元化されているんですけども、利用者にもそういう面で不便を与えてしまっている。

- 鎌田委員 : すぐできるかできないかの判断が付かないということ。
- 豊田体育課長 : はい。そういう状況です。
- 鎌田委員 : あと「取組への評価」で、「一元的な対応ができ利便性を確保している反面、距離が離れていることから利用者に施設間の移動等の負担を生じさせる結果となっている。」と書いてあるがこれはどういう意味合いでしょうか。
- 豊田体育課長 : 例えば、今日使いたい、日曜日に暇なのでテニスやりたいと言って、庭球場に行ったんですけども、庭球場では受付できないので、まず市民体育館に来て受付をして、許可証を持って庭球場に行くと。要するに庭球場にその利用者は一旦行ったんですけども、また市民体育館に来て受付をして、それで許可証を持ってまた庭球場に行くという、そういう距離の不都合が出てしまっているということです。
- 受付を庭球場とか野球場でその場でやってくれればいいんですけども、受付を市民体育館でやっているがために、そういう利用者への不便が生じてしまっているということです。
- 鎌田委員 : 庭球場には誰かいらっしゃるんですか。
- 豊田体育課長 : います。
- 鎌田委員 : そうですか。そこでは受付は出来ないんですね。
- 豊田体育課長 : 公園の管理はですね、都市公園条例の中で都市整備課が管理しているんですけども、受付事務だけは教育委員会に委任されていて、ですからそれは都市整備課の方と話をし、受付をそちらでやってくれないかということで何回も申し入れはしているんですけども、長い間そのようなものでやっているもんで、そのままになってしまっているということです。一応、庭球場や野球場が現場で受付をしてもらえるように申し入れはしてあります。
- 鎌田委員 : そうですか。それは早くそうならいいですね。
- それで最後の「今後の方向性」のところで、最後の意味が分かりました。
- 豊田体育課長 : はい、よろしくお願ひします。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- なければ、それでは29ページの「スポーツ・レクリエーションの振興」について何かありますでしょうか。
- よろしいでしょうか。次に30ページの「文化環境の整備」について何かありますでしょうか。
- よろしいでしょうか。それでは31ページの「芸術文化の振興」について何かありますでしょうか。
- 鎌田委員 : 「取組への評価」のところで、「美術館、郷土資料館等10会場で開催した。」とあるのですが、これが何を開催したのか分からないのですが、これは文化祭のときという意味ですか。
- 高中生涯学習課長 : はい。文化祭ですね。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- なければ、それでは32ページの「伝統・文化の維持継承」について何かありますでしょうか。
- よろしいでしょうか。それでは33ページの「青少年健全育成の充実」について何かありますでしょうか。
- 齋藤委員 : これを作った事務局の方、本当に大変だったと思います。そのご苦勞に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。
- 内田教育長 : 他に発言はありませんか。
- なければ、議案第9号について採決に入ります。
- 議案第9号について、一部修正で可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし
- 内田教育長 : 議案第9号は、全会一致で、一部修正で可決することと決定いたしました。
- 次に、議案第10号「茂原市社会教育委員の委嘱について」、議案第11号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」、議案第12号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」は、関連事項ですので、まとめて説明をお願いします。
- 野島教育部長 : それでは、3議案まとめて説明いたします。

議案第10号「茂原市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、伊藤雅敏氏を新任し委嘱するものであります。なお、任期につきましては、茂原市社会教育委員設置条例第3条により、平成27年5月1日から平成28年3月31日までであります。

次に議案第11号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、社会教育法第30条第1項及び茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第6条第3項の規定に基づき、仲川信夫氏、市原茂和氏を新任し委嘱するものであります。なお、任期につきましては、同条例第6条の2第2項により平成27年5月1日から平成28年3月31日までであります。

続きまして議案第12号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

本案は、茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定に基づき、若菜功氏を新任し任命するものであります。なお、任期につきましては、同条例第14条第2項により平成27年5月1日から平成28年3月31日までであります。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

内田教育長 : 議案第10号から議案第12号について質疑をお願いします。

特に発言はありませんか。

なければ、議案第10号から議案第12号について採決に入ります。

議案第10号から議案第12号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし

内田教育長 : 議案第10号から議案第12号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

報告事項1「平成27年度学校訪問について」の説明をお願いします。

藤乗教育部次長 : 平成27年度の教育委員さんの学校訪問についてご説明申し上げます。

新任もしくは市外から転任・着任いたしました学校長・幼稚園長の学校・幼稚園を訪問いたしまして、校長・園長から学校・幼稚園の経営方針あるいは課題等について話を伺うものでございます。今年度につきましては、2幼稚園、7小学校、2中学校の計11校を予定しているところでございます。日程につきましては、先般電話で確認させていただいたとおりです。5月8日の金曜日の午後からと5月11日の1日を使いまして11校を回りたいと考えております。裏面のところに書いてございますけれども、集合が5月8日については13時10分、5月11日は8時40分までに議会等の駐車場の方にお越しいただきたいと思っております。上までご足労いただなくても大丈夫でございますので、よろしくお願いいたします。なお、車等の割振りは下に書いてあるとおりでございますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。また、5月11日の昼食は、早野中の方で取らせていただく予定でございます。これにつきましては、実費で給食費の方を集めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

内田教育長 : この件につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

それでは次に、報告事項2「平成27年度茂原市の教育方針及び重点施策の指摘事項に関する検討結果について」の説明をお願いします。

藤乗教育部次長 : 本件につきましては、3月の教育委員会会議でご審議いただいた中で、ご指摘がございました点について、本日直したものを確認していただくということで記載させていただきました。

3ページのところをご覧ください。

アンダーラインが入っておりますけれども、足立委員さんの方から「コミュニケーション能力の育成について」ということで、是非入れてくださいということだったので、教育内容の充実というところに入れさせていただきました。

次に、4ページでございます。

スポーツリクリエーションの真ん中のところ、説明書きの最後のところですが

、「策定します」という文章表現に統一させていただきました。

その2点のご指摘がございましたけれども、ご確認いただきたいと思います。

また合わせまして報告させていただきますけれども、その会議に際に、教育委員会の会議規則の一部改正があったんですが、その時に秘密会を開く関係で、3月の教育委員会会議の4ページの真ん中よりちょっと下のところに足立委員さんのご発言がございまして、議案3号のところで「秘密会を開くときは、教育長は一般傍聴人および教育長の指定する者以外の者は会議場の外に退出させるものとする。」とあるが、「指定する者以外の者を」の「は」を「を」にするような文章表現の方が適切ではないかというようなご発言がございまして、そのように訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

内田教育長 : この件につきまして、ご質問等ありますでしょうか。
足立委員 : コミュニケーション能力入れていただき、ありがとうございました。御礼でございます。

内田教育長 : 次に、報告事項3「茂原市生涯学習推進協議会委員の委嘱について」、報告事項4「茂原市放課後子どもプラン運営委員の委嘱について」、報告事項5「茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について」は、関連事項ですので、まとめて説明をお願いします。

高中生涯学習課長 : それでは、報告事項の3番から5番まで、生涯学習課の事業に関わります委員の委嘱についてご説明をいたします。

報告事項3「茂原市生涯学習推進協議会委員の委嘱について」ご報告をいたします。本件は茂原市生涯学習推進協議会設置要綱第4条の規定に基づき村澤昭憲氏が新任されまして委嘱をされました。任期につきましては、設置要綱第4条第2項によりまして、平成27年4月9日から平成29年4月30日までであります。

次に、報告事項4「茂原市放課後子どもプラン運営委員の委嘱について」ご報告をいたします。本件は、茂原市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱第3条の規定に基づき、平成27年4月1日付で八島忠行氏、鶴岡一宏氏を、同年4月9日付で村澤昭憲氏が新任されまして委嘱をされたものでございます。任期につきましては、平成28年5月31日までとなります。

次に、報告事項5「茂原市青少年問題協議会委員の委嘱について」ご報告をいたします。こちらは、茂原市青少年問題協議会委員の任期満了に伴いまして、茂原市青少年問題協議会設置条例第2条第3項の規定に基づいて委嘱をしたものでございます。任期につきましては、設置要綱第3条によりまして、平成27年4月1日から平成29年3月31日までであります。

以上、ご報告を申し上げます。

内田教育長 : それでは報告事項、今3つありましたけれども、この件につきましてご質問等ありますでしょうか。

藤乗教育部次長 : ミスプリがございまして、報告事項3の生涯学習推進協議会の委員さんの任期の始期が「平成26年4月9日」とあるのは「平成27年4月9日」でございます。

内田教育長 : それでは報告事項3の任期のところ、「平成26年」から「平成27年」に訂正をお願いいたします。

次に報告事項6「平成27年第6回（5月定例会）、平成27年第7回（6月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。

藤乗教育部次長 : それでは、5月と6月の定例会の日程について、ご報告申し上げたいと思います。

まず5月につきましては、5月21日の13時からを予定しています。先月の会議では、15時からとご案内させていただいたかと思いますが後ほどご協議させていただきますが、総合教育会議を当日開きたいということで、市長の都合というか日程もございまして、教育委員会会議を13時からやって、終わってから15時からということで総合教育会議をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、6月については、25日の木曜日15時から、5月6月ともこの9階の会議室で開催をお願いしたいと思います。

以上です。
内田教育長 : 会議日程については、よろしいですか。
日程については、そのようにお願いします。
その他報告がありましたら、お願いします。
なければ、以上で第5回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年5月21日

教育長 内田 達也

署名委員 鈴木 一代

署名委員 足立 俊夫